平成２９年（フ）第６７１号
神奈川県伊勢原市神戸513番地の４
債務者　河村　美希（旧姓永山）
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６７４号
神奈川県相模原市南区新磯野３－21－11コーポラス緑が丘102、住民票上の住所神奈川県伊勢原市三ノ宮1063番地の10　グランドハイツ103号
債務者　安宍美奈子
１　決定年月日時　平成30年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８０号
神奈川県平塚市大神2111番地の２　プリンセスハイツ203号
債務者　鈴木　健一
１　決定年月日時　平成30年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７４０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3686番地の１　ルミエール・Ｋ201
債務者　髙木　和彦（旧姓三宅）
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６２０号
神奈川県秦野市新町10番24号　アルファタウン秦野新町Ｃ　302号
債務者　小山　美穂
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７２５号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目６番20号２
債務者　續木久美子
１　決定年月日時　平成30年１月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３７号
青森市桜川９丁目20番７－403号
債務者　久保田正広
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２１号
神奈川県小田原市成田710番地の１　トヨカワマンション102、前住所神奈川県小田原市蓮正寺618番地２
債務者　田中　正之
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１３号
神奈川県足柄上郡開成町延沢792番地１
債務者　早坂亜津美
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４４号
和歌山市鳴神1092番地、前住所和歌山市吹上３丁目４番19号
債務者　浅井　常夫
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９号
山口市朝田983番地　ハイツ田中102
債務者　石村美枝子（旧姓今村）
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第９９号
千葉県袖ケ浦市蔵波台７丁目22番地６　蔵波台やさか荘Ｂ号
破産者　鈴木　清吉
１　決定年月日　平成30年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５０４号
埼玉県草加市高砂１－８－35ノースヴィレッジ５Ｆ
破産者　株式会社ワライフ
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
千葉県袖ケ浦市神納3365番地
破産者　石井　裕子
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１８５１号
札幌市南区川沿８条４丁目３番１号
破産者　有限会社正藤
１　決定年月日　平成30年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
千葉県山武郡芝山町高田1229番地５
破産者　株式会社関白
１　決定年月日　平成30年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５１３号
東京都渋谷区南平台町７番９号　ＤＥＮＦＬＡＴ南平台Ｍ４
破産者　合同会社ＵＮＩＫＥ
１　決定年月日　平成30年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５１４号
東京都渋谷区南平台町７番９号　ＤＥＮＦＬＡＴ南平台Ｍ４
破産者　ユピカ株式会社
１　決定年月日　平成30年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部